

浜松市教育委員会会議次第

令和5年12月19日(火)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(鈴木委員、黒柳委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

第57号議案 浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規則及び浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について

(教育総務課、健康安全課)

(2) 報 告

ア 令和5年度浜松市優秀教職員表彰について

(教職員課)

イ 浜松市・市民ミュージアム浜北の臨時休館について

(文化財課)

6 閉 会

第 5 7 号 議 案

令和 5 年 1 2 月 1 9 日 提 出

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 1 3 年浜松市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
(1) 児童生徒の就学に関すること。	区役所の区民生活課職員並びに <u>舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪及び龍山協働センター</u> の職員	(1) 児童生徒の就学に関すること。	区役所の区民生活課職員並びに <u>行政センター及び支所</u> の職員
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	
(4) 区内の通園・通学バスの運行に関すること。	北、浜北及び天竜区役所の区振興課職員（旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する <u>協働センター</u> の職員）	(4) 区内の通園・通学バスの運行に関すること。	浜名及び天竜区役所の区振興課職員（旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する <u>支所</u> の職員）並びに <u>北行政センター</u> の職員
(5) (略)		(5) (略)	
(6) スポーツ推進委	市民部長、 <u>文化振興</u>	(6) スポーツ推進委	市民部長、 <u>スポーツ</u>

員に関する事務の総括に関すること。	担当部長、市民部次長及び市民部スポーツ振興課職員	員に関する事務の総括に関すること。	振興担当部長、市民部次長及び市民部スポーツ振興課職員
(7) 区内のスポーツ推進委員に関すること(東及び南区に係るものを除く。)	中、西、北、浜北及び天竜区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員(旧舞阪地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する協働センターの職員)	(7) 区内のスポーツ推進委員に関すること。	区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員(旧舞阪地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する支所の職員)並びに行政センターの職員
(8) 区内のスポーツ推進委員に関すること(東及び南区に係るものに限る。)	東及び南区役所の区長、副区長及び区民生活課職員	(8) スポーツ推進審議会に関すること。	市民部長、スポーツ振興担当部長、市民部次長及び市民部スポーツ振興課職員
(9) スポーツ推進審議会に関すること。	市民部長、文化振興担当部長、市民部次長及び市民部スポーツ振興課職員	(9)・(10) (略)	(9)・(10) (略)
(10)・(11) (略)	(10)・(11) (略)	(11) 区内で活動する社会教育関係団体に関する事務の調整に関すること。	区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員並びに西及び北行政センターの職員
(12) 区内で活動する社会教育関係団体に関する事務の調整に関すること。	西、北及び天竜区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員	(12) 区内で活動する社会教育関係団体に関すること。	区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員(旧舞阪地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する協働センターの職員)
(13) 区内で活動する社会教育関係団体(東及び南区の区域内で活動する社会教育関係団体を除く。)に関すること。	中、西、北、浜北及び天竜区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員(旧舞阪地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する協働センターの職員)	(14) 区内で活動する社会教育関係団体(東及び南区の区域内で活動する社	
(14) 区内で活動する社会教育関係団体(東及び南区の区域内で活動する社	東及び南区役所の区長、副区長及び区民生活課職員		

	会教育関係団体に限る。)に関すること。		
(15)	社会教育の講座及び図書に関する事務(協働センター及びふれあいセンターに係るものに限る。)の総括に関すること。	(略)	(13) 社会教育の講座及び図書に関する事務(支所、協働センター及びふれあいセンターに係るものに限る。)の総括に関すること。
(16)	区内の社会教育の講座及び図書に関する事務(協働センター及びふれあいセンターに係るものに限る。)の調整に関すること。	西、北及び天竜区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員	(14) 区内の社会教育の講座及び図書に関する事務(支所、協働センター及びふれあいセンターに係るものに限る。)の調整に関すること。 区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員並びに西及び北行政センターの職員
(17)	区内の社会教育の講座及び図書に関すること(協働センター及びふれあいセンターに係るものに限る。)(東及び南区に係るものを除く。)	中、西、北、浜北及び天竜区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員(旧舞阪地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する協働センターの職員)	(15) 区内の社会教育の講座及び図書に関すること(支所、協働センター及びふれあいセンターに係るものに限る。) 区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員(旧舞阪地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する支所の職員)並びに行政センターの職員
(18)	区内の社会教育の講座及び図書に関すること(協働センターに係るものに限る。)(東及び南区に係るものに限る。)	東及び南区役所の区長、副区長及び区民生活課職員	
(19)	(略)		(16) (略)
(20)	区内の文化財の保護及び活用に関する事務(埋蔵文化財に係るものを除く。)の調整に関すること。	西、北及び天竜区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員	(17) 区内の文化財の保護及び活用に関する事務(埋蔵文化財に係るものを除く。)の調整に関すること。 区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員並びに西及び北行政センターの職員
(21)	区内の文化財(東及び南区の区域内の文化財を除く。)の保護及び活用に関すること(埋	中、西、北、浜北及び天竜区役所の区長、副区長、まちづくり推進課職員並びに旧舞阪地域自治	(18) 区内の文化財の保護及び活用に関すること(埋蔵文化財に係るものを除く。) 区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員並びに行政センターの職員並びに旧舞阪地域自治

蔵文化財に係るものを除く。)	区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する協働センターの職員	区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する支所の職員
(22) 区内の文化財(東及び南区の区域内の文化財に限る。)の保護及び活用に関すること(埋蔵文化財に係るものを除く。)	東及び南区役所の区長、副区長及び区民生活課職員	
(23)～(25) (略)		(19)～(21) (略)
(26) 浜松市舞阪郷土資料館、浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館及び浜松市・市民ミュージアム浜北に関すること。	西、北及び浜北区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員	(22) 浜松市舞阪郷土資料館に関すること。中央区役所の区長及び副区長並びに西行政センターの職員
		(23) 浜松市姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館に関すること。浜名区役所の区長及び副区長並びに北行政センターの職員
		(24) 浜松市・市民ミュージアム浜北に関すること。浜名区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員
(27) 浜松市春野歴史民俗資料館及び浜松市水窪民俗資料館に関すること。	天竜区役所の区長、副区長並びに旧春野地域自治区及び旧水窪地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する協働センターの職員	(25) 浜松市春野歴史民俗資料館及び浜松市水窪民俗資料館に関すること。天竜区役所の区長及び副区長並びに旧春野地域自治区及び旧水窪地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する支所の職員
(28) 区内の博物館事業(西、北、浜北及び天竜区に係るものに限る。)に関すること。	西、北、浜北及び天竜区役所の区長、副区長、まちづくり推進課職員並びに旧舞阪地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るもの	(26) 区内の博物館事業に関すること。区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員並びに西及び北行政センターの職員並びに旧舞阪地域自治区、旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区

	にあつては、それぞれ当該区域内に所在する <u>協働センター</u> の職員		域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する支所の職員
(29) (略)		(27) (略)	
(30) 区内の学校の用に供する財産の管理に関すること。	区役所の区振興課職員並びに旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する <u>協働センター</u> の職員	(28) 区内の学校の用に供する財産の管理に関すること。	区役所の区振興課職員並びに <u>行政センター</u> の職員並びに旧引佐地域自治区、旧三ヶ日地域自治区、旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する <u>支所</u> の職員
(31) 区内の教職員住宅に関すること。	天竜区役所の区振興課職員並びに旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する <u>協働センター</u> の職員	(29) 区内の教職員住宅に関すること。	天竜区役所の区振興課職員並びに旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区、旧水窪地域自治区及び旧龍山地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する <u>支所</u> の職員
(32) 小中学校スポーツ施設の利用に関する事務の総括に関すること。	市民部長、 <u>文化振興担当部長</u> 、市民部次長及び市民部スポーツ振興課職員	(30) 小中学校スポーツ施設の利用に関する事務の総括に関すること。	市民部長、 <u>スポーツ振興担当部長</u> 、市民部次長及び市民部スポーツ振興課職員
(33) 区内の小中学校スポーツ施設(東及び南区の区域内の小中学校スポーツ施設を除く。)の利用に関すること。	中、西、北、浜北及び天竜区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員(旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区及び旧水窪地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する <u>協働センター</u> の職員)	(31) 区内の小中学校スポーツ施設の利用に関すること。	区役所の区長、副区長及びまちづくり推進課職員(旧春野地域自治区、旧佐久間地域自治区及び旧水窪地域自治区の区域内に係るものにあつては、それぞれ当該区域内に所在する <u>支所</u> の職員)並びに <u>行政センター</u> の職員
(34) 区内の小中学校スポーツ施設(東及び南区の区域内の小中学校スポーツ施設に限る。)の利用に関すること。	東及び南区役所の区長、副区長及び区民生活課職員		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正)

第2条 浜松市立学校給食センター条例施行規則（平成17年浜松市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(実施学校)		(実施学校)	
第2条 浜松市立学校給食センターが学校給食を実施する学校は、次のとおりとする。		第2条 浜松市立学校給食センターが学校給食を実施する学校は、次のとおりとする。	
名称	実施学校	名称	実施学校
浜松市浜北学校給食センター	浜北区の区域内の小学校及び中学校	浜松市浜北学校給食センター	浜松市立浜名小学校、浜松市立内野小学校、浜松市立北浜小学校、浜松市立北浜北小学校、浜松市立北浜南小学校、浜松市立伎倍小学校、浜松市立北浜東小学校、浜松市立中瀬小学校、浜松市立赤佐小学校、浜松市立亀玉小学校、浜松市立新原小学校、浜松市立浜名中学校、浜松市立北浜中学校、浜松市立北浜東部中学校、浜松市立浜北北部中学校及び浜松市立亀玉中学校
浜松市天竜学校給食センター	旧天竜地域自治区（浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年浜松市条例第48号）第2条の規定による改正前の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号。以下「旧区設置条例」という。）第16条第1項第3号アに規定する天竜地域自治区をいう。）の区域内の幼稚園、小学校及び中学校並びに浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立佐久間小学校及び浜松市立佐久間中学校	浜松市天竜学校給食センター	浜松市立二俣幼稚園、浜松市立光明幼稚園、浜松市立竜川幼稚園、浜松市立熊幼幼稚園、浜松市立上阿多古幼稚園、浜松市立下阿多古幼稚園、浜松市立佐久間幼稚園、浜松市立二俣小学校、浜松市立光明小学校、浜松市立上阿多古小学校、浜松市立下阿多古小学校、浜松市立熊小学校、浜松市立横山小学校、浜松市立佐久間小学校、浜松市立清竜中学校、浜松市立光が丘中学校及び浜松市立佐久間中学校
浜松市雄踏学校給食センター	旧雄踏地域自治区（旧区設置条例第16条第1項第1号ウに規定する雄踏地域自治区をいう。）の区域内の幼稚園、小学校及び中学校	浜松市雄踏学校給食センター	浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立雄踏幼稚園、浜松市立雄踏小学校及び浜松市立雄踏中学校
浜松市引佐学校給食センター	旧引佐地域自治区（旧区設置条例第16条第1項第2号ウに規定する引佐地域	浜松市引佐学校給食センター	浜松市立浦川幼稚園、浜松市立引佐幼稚園、浜松市立金指幼稚園、浜松市立奥山

	<u>自治区をいう。)</u> の区域内の幼稚園、小学校及び中学校並びに浜松市立浦川幼稚園及び浜松市立浦川小学校		<u>幼稚園、浜松市立伊平幼稚園、浜松市立引佐北部みさと幼稚園、浜松市立井伊谷小学校、浜松市立金指小学校、浜松市立奥山小学校、浜松市立浦川小学校、浜松市立引佐北部小学校、浜松市立引佐南部中学校及び浜松市立引佐北部中学校</u>
浜松市春野学校給食センター	旧春野地域自治区（旧区設置条例第16条第1項第3号イに規定する春野地域自治区をいう。）の区域内の幼稚園、小学校及び中学校	浜松市春野学校給食センター	浜松市立犬居幼稚園、浜松市立気田幼稚園、浜松市立犬居小学校、浜松市立気田小学校及び浜松市立春野中学校

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(第57号議案の説明資料)

教育総務課

浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

行政区再編に伴う区名変更及び組織再編に対応するため、浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則及び浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

第1条 浜松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正
別表中、補助執行事務の名称及び補助執行職員の名称について、区役所名の修正、行政センター及び支所への修正、文化振興担当部長からスポーツ振興担当部長への変更を行うものです。

第2条 浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正
規則第2条の表中、「実施学校名」の欄に記載の学校名の表記について、区域に依拠した表記から各学校名を列記する表記に改めるものです。

(施行期日)

この規則は、令和6年1月1日から施行するものです。

令和5年度浜松市優秀教職員表彰について

教職員課

1 幼稚園

番号	園名	職種	氏名	性別	分野
1	三方原	教諭	生熊 真希	女	ア
2	北浜中央	教諭	柴田 めぐみ	女	アカ
3	熊	教諭	坂本 浩子	女	ア

2 小学校

番号	校名	職種	氏名	性別	分野
1	相生	養護教諭	石岡 公香	女	ウ
2	佐藤	教諭	八幡 美和	女	オ
3	新津	主幹教諭	森 英仁	男	ア
4	河輪	教諭	大石 広美	女	ア
5	笠井	教諭	水元 まり子	女	ア
6	豊岡	教諭	小栗 志介	男	オ
7	伊佐見	教諭	川合 弘志	男	アイ
8	和地	養護教諭	木下 香	女	イ
9	村櫛	教諭	鈴木 亨	男	アイ
10	与進北	教諭	磯部 真代	女	カ
11	佐鳴台	教諭	貝谷 真紀子	女	オ
12	芳川北	養護教諭	鈴木 美智子	女	ウ
13	舞阪	教諭	梅村 友之	男	ウ
14	北浜	教諭	佐々木 麻美	女	ア
15	北浜南	教諭	東条 美里	女	アイ
16	二俣	教諭	岡田 朗	男	アイ
17	上阿多古	教諭	二橋 久美子	女	アイ
18	佐久間	教諭	大渡 和正	男	アカ
19	三ヶ日西	教諭	鈴木 美也子	女	ア

3 中学校

番号	校名	職種	氏名	性別	分野
1	東部	事務職員	鈴木 智恵子	女	ク
2	曳馬	主幹教諭	廣田 憲一	男	ア
3	天竜	養護教諭	大城 清美	女	イ
4	北星	教諭	岡田 真明	男	アイ
5	湖東	教諭	山崎 祐子	女	アイ
6	江南	教諭	大嶋 克彦	男	オ
7	中郡	教諭	鈴木 彰弘	男	イ
8	富塚	教諭	村松 郁枝	女	ア
9	鹿玉	教諭	下田 由実	女	ア
10	光が丘	教諭	高柳 もと子	女	ア

4 高等学校

番号	校名	職種	氏名	性別	分野
1	市立	教諭	曾布川 美乃里	女	ア

(分野)

- ア 保育・学習指導
- イ 生徒指導・進路指導
- ウ 体育・保健・給食
- エ 特別活動・部活動
- オ 発達支援教育
- カ 地域連携
- キ 国際交流
- ク 学校事務・学校運営・組織
- ケ その他(他の教職員の模範)

【職種・男女別人数】

職種	男女	計	小計	前年度比
幼稚園	男	0	3	0
	女	3		
小学校	男	7	19	△ 10
	女	12		
中学校	男	4	10	△ 4
	女	6		
高校	男	0	1	0
	女	1		
男女比	男計	11	22	△ 2
	女計	22		△ 12
合計			33	△ 14

【職種別人数】

職種	小計	前年度比
主幹教諭	2	1
教諭	26	△ 11
養護教諭	4	△ 1
栄養教諭	0	△ 1
事務職員	1	△ 2
合計	33	△ 14

※ 表彰式

(日時)

令和5年12月12日(火)午後3時～

(会場)

教育センター

浜松市・市民ミュージアム浜北の臨時休館について

文化財課

1 概要

- ・浜松市・市民ミュージアム浜北が所在する浜松市浜北文化センターでは、大規模改修工事（令和6年5月着工予定）による施設全体の利用停止に伴い、令和6年4月に施設内の物品等を外部へ移設する予定である。
- ・市民ミュージアム浜北は、浜松市博物館の分館として歴史的な資料を多数所蔵しており、それらの資料には慎重な取扱いが求められるため、資料等の移設の準備作業に時間を要する。
- ・そのため、浜北文化センター全体の利用停止期間前に、移設準備作業期間を確保するため臨時休館する。

2 臨時休館の期間

- ・令和6年1月16日（火）から同年3月31日（日）まで
※1月15日（月）は通常の休館日

【参考】 浜北文化センター本館・北館（市民ミュージアム浜北を含む）利用停止期間
令和6年4月1日（月）から令和7年6月30日（月）までの予定

3 物品の移設に向けた作業の内容

- ・展示の撤収
- ・収蔵資料の点検
- ・収蔵資料や物品の分別・養生・梱包
- ・移動先の確認（荷札付け）
- ・廃棄物品の確認 等

4 臨時休館の周知の方法

- ・広報はままつ1月号に掲載
- ・浜松市博物館ホームページに掲載
- ・指定管理者（浜松市文化振興財団）ホームページに掲載
- ・施設内に掲示

5 浜松市・市民ミュージアム浜北の施設概要

- ・所在地：浜松市浜北区貴布祢 291 番地の 1
- ・浜松市浜北文化センター（鉄筋コンクリート 3 階建て）の 1 階及び 2 階の一部
- ・延べ床面積：758 m²



歴史資料館

考古資料を中心に浜北の歴史を知ることができ、資料を写真や解説と合わせて時代順に展示

旧石器時代

(今から約13,000年以前)

浜北地域の北東部にある根堅遺跡では、今から約14,000年前と約18,000年前の2つの層から人骨化石「浜北人」が発見されました。

この浜北人は、本州で唯一、旧石器時代人骨と確認されている貴重な資料です。また、浜北区宮口の樋池遺跡では、石器が出土しています。



▲浜北人骨(複製品)

縄文時代

(今から約13,000年前～2,300年前)

この時代には土器が作られるようになり、人々の生活は大きく変化しました。人々は小高いところに集落をつくり、狩猟や採集をして生活を営みました。

浜北区内には、内野の三方原台地上や宮口から根堅にかけての丘陵上に多くの遺跡があります。

弥生時代

(今から約2,300年前～1,700年前)

稲作がさかんに行われるようになり、人々は、稲作に適している平野へと生活の場を移していきまし

た。遠鉄芝本駅周辺の芝本遺跡や、その南の東原遺跡からは家(竪穴住居)の跡やお墓(方形周溝墓)が発見されています。



▲弥生土器(芝本・東原遺跡群)

古墳時代

(今から約1,700年前～1,300年前)

古墳と呼ばれる有力者の墓が多くつくられた時代です。

浜北区内では内野の赤門上古墳(古墳時代前期、県指定史跡)、宮口の眞覚寺後古墳(後期、市指定史跡)をはじめ多くの古墳がつくられました。



▶三角縁神獸鏡・鉄刀など(赤門上古墳)

古代

(今から約1,300年前～800年前)

律令国家体制が確立し、地方支配が進められた時代です。また仏教が広まり、各地に寺院が建てられはじめました。

浜北区内では集落の遺跡や、窯跡などが発見されています。平安時代には、浜北区宮口周辺で「灰箱陶器」の生産がさかんに行われました。

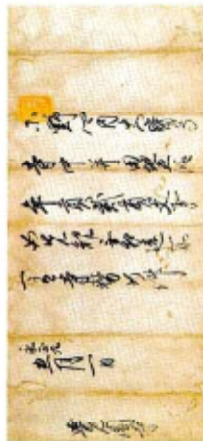


◀灰箱陶器(宮口古窯跡群)

中世以降

(今から約800年前～現代)

鎌倉時代～江戸時代までは武士による支配が進められた時代です。浜北区大平には南北朝期の「大平城跡」があります。また、この時期以降、浜北区内でも古文書などの文字資料が残され、当時の様子がより具体的にわかるようになってきました。



◀茶印状(複製品)

浜松市

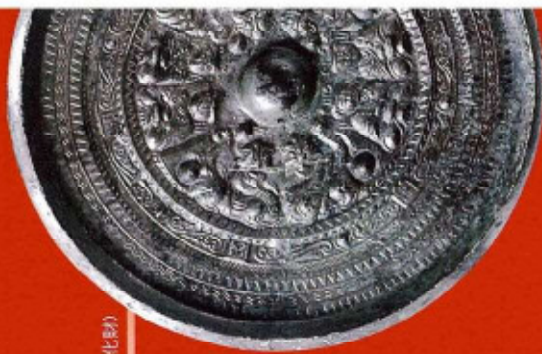
市民ミュージアム浜北

三角縁神獸鏡

さんかくぶちしんじゆきやう
(静岡県指定有形文化財)

浜松市浜北区内野台の赤門上古墳から出土した直径23.7cmの銅鏡です。古墳時代には鏡は貴重な宝物とされ、背面には様々な文様がほどこされています。

その中でも、緑の断面が三角形状で文様に神と獣が表現されている鏡を三角縁神獸鏡といます。



見返りの鹿

浜松市浜北区染地台の辺田平1号墳から出土した真輪です。

見返っている鹿形植輪の出土・復元は県内では初めてで、全国でも島根県、奈良県に次いで三例目です。



静岡県浜松市浜北区貴布祿291-1 浜北文化センター内
TEL. 053-586-7310(直通)

- 入場 無料(団体見学は事前にご連絡ください。)
- 開館時間 午前9時～午後5時
- 休館日 月曜(祝日の場合は翌日)、年末年始



ぐらしの資料館

4つの常設展示コーナー
体験コーナー
企画展示室
特別展示室

遠州大念仏コーナー

遠州大念仏の衣装や道具の展示のほか、大念仏の情景を和紙人形のジオラマや映像でご覧いただけます。



遠州大念仏（浜松市指定無形民俗文化財）は、浜北区を中心に伝わる踊り念仏で、7月の盆の夜に初盆の家をまわり、庭先などで鉦や太鼓を打ち鳴らし、念仏を歌い踊ります。

そのはじまりは、中世に伝わった踊り念仏が、虫送りや雨ごいなどの農村行事と結びつき、近世以降に初盆の供養として盛んになったと考えられています。



ぐらしの道具コーナー



毎日のくらしに必要な道具は、昭和30年代になると電気で動く道具が広く使われるようになりました。今では見かけることが少なくなった昔の「ぐらしの道具」を展示しています。

郷土玩具コーナー

池沼悠夫氏寄贈の資料を中心に浜北区の郷土玩具のほか、全国各地の郷土玩具を展示しています。



はまぎたの風車



小松の口かがり糸まり



きびがら姉様

体験コーナー

体験コーナーでは、「はまぎたの風車づくり」や「はたおり体験」などの普段ではできない体験ができます。



はまぎたの風車

浜北区に伝わる郷土玩具です。天竜川の堤防補強のための蛇籠を作った職人が子どもに教えたものが、郷土玩具として残りました。風車の羽の飾りつけ、ひもから編むなどの体験ができます。



はたおり

浜北区は、かつて織物業がさかんでした。昔ながらのはた織機を使ってコースターを作る貴重な体験ができます。



遠州織物コーナー



浜松・浜北地域を中心に遠州地方で発展した織物のことを「遠州織物」と呼びびます。江戸時代からの伝統的な方法によって綿織物ができまるまでを展示しています。また、近代以降の繊維産業の発展の様子もあわせて紹介しています。



浜北の養蚕

蚕の成長に合わせて順を追って養蚕に関する資料を展示しています。蚕の卵が産みつけられた紙（種紙）から剣う道具や繭を作る道具（まぶし）などのほか、実際の繭や生糸などを見ることが出来ます。また、蚕の飼いや歴史が分かるパネルを展示し、當時を思い浮かべることが出来ます。